

ダム工事総括管理技術者認定事業

令和6年度ダム工事総括管理技術者

認定試験のご案内

一般財団法人 日本ダム協会

〒104-0061 東京都中央区銀座2-14-2

銀座GTビル内

電話 03-3545-8361

ダム工事総括管理技術者認定事業は、昭和62年3月に建設大臣の認可を得て創設されました。その後、事業の見直し等を経て平成18年度からは日本ダム協会の事業として新たな枠組みの下で事業を実施してきており、ダム工事の適正な施工のため必要不可欠な資格認定制度として重要な役割を果たしています。

ダム工事総括管理技術者は、設計理念を理解して工事を円滑に進めるとともに、安全の確保、技術の向上、工期短縮、コスト縮減等を実施する優れた能力を有する資格技術者であり、契約図書に定められた配置技術者として、現在も多くのダム現場に配属されています。

令和6年度ダム工事総括管理技術者の認定に係る審査（以下、「認定試験」という。）を次のとおり実施します。認定試験合格者には「ダム工事総括管理技術者」の称号が付与されます。

1. 認定試験の実施日時・場所

(1) 実施日時

1次審査：多肢択一式試験および小論文試験 令和6年5月31日(金) 9時～16時

2次審査：論文試験 令和6年8月29日(木)(コンクリートダム) 9時～17時

令和6年8月30日(金)(フィルダム) 9時～17時

口頭試験 令和6年10月9日(水)(コンクリートダム)(時間等は後日通知する)

令和6年10月10日(木)(フィルダム)(時間等は後日通知する)

(2) 実施場所

1次審査：東京・飯田橋レインボービル

2次審査：論文試験 東京・飯田橋レインボービル

口頭試験 東京・飯田橋レインボービル

2. 受験者の資格要件

(1) 1次審査受験者

以下の①および②に該当する者、または③に該当する者。

① 一級土木施工管理技士または技術士(建設部門)の資格を有する者。

② 以下のイまたはロに該当する者

イ. ダム工事の元請け施工者現場事業所の職員としてダム現場の実務経験10年以上を有する者

ロ. ダム工事の元請け施工者現場事業所の職員としてダム現場の実務経験7年以上を含む土木工事現場の実務経験15年以上の者。

③ 審査委員会が①および②に該当する者と同等以上の知識および技術を有すると認める者。

(2) 2次審査受験者

以下の①または②に該当する者。

① 1次審査の合格者

② 令和3年度～令和5年度の2次審査で不合格の判定を受けた者

ただし、2次審査を受験して不合格と判定された場合は、その後の再受験は最初不合格となった年度の次の年から3年間に限る。なお、社会的に影響の大きい状況下等、やむをえない理由がある場合においては審査委員会が該当の適否を案件ごとに判定する場合がある。

(3) ダム現場の実務経験、土木工事現場の実務経験のみなし

ダム工事の元請け施工者現場事業所の職員としてダム現場の実務経験10年未満の場合は、以下のイ～ハの一定の条件を満たせば、ダム現場以外での業務の従事経験・土木現場以外での業務の従事経験をダム現場の実務経験・土木現場の実務経験とみなすことができるものとする。

イ. ダム現場の実務経験が5年以上の者は、ダム技術に係る本支店、研究所などの内勤、関係機関などへの出向などに係る業務の従事経験をダム現場の実務経験とみなすことができる。

ロ. ダム現場の実務経験が5年以上の者は、東日本大震災の復旧・復興工事などの請負工事費100億円以上の大規模土木工事における従事経験をダム現場の実務経験とみなす

すことができる。

ハ．ダム現場の実務経験（上記イ、ロのみなしを含む）が7年以上であってダム現場の実務経験を含む土木工事現場の実務経験が12年以上の者は、土木技術に係る本支店、研究所などの内勤、関係機関などへの出向などに係る業務の従事経験を土木工事現場の実務経験とみなすことができる。

注：語句の定義

「ダム」、「ダム工事」は下記の通りとする。

イ．この認定事業の対象となる「ダム」とは、河川の流水を貯留し、または取水するため河川法に基づいて設置する堤高15m以上のダムとする。ただし、堤高15m以上であっても貯砂・分派を目的とするものはこれに含まれない。また、砂防ダム、鉾津貯留堰堤、海中ダム、塵芥処分場のコンクリート擁壁など技術体系が異なるものはこの認定事業の対象となるダムに該当しない。

ロ．ダム工事とは、コンクリートダムまたはフィルダムもしくはその他の型式（台形CSGダム、CFRD等）のダム本体工事をいう。

ダム本体工事と原石採取・骨材製造工事（フィルダムまたは台形CSGダム工事にあつては材料採取製造工事）が分離発注されたダムにおいては、これらの原石採取・骨材製造工事・材料採取製造工事もダム工事に含むものとする。

堤体嵩上げ、洪水吐き増設、ダム貯水池運用下で行う排砂バイパス設置などのダム再開発や、耐震補強・老朽化対策等ダム本体およびダム基礎の改修あるいは機能向上に係る工事もダム工事に含むものとする。

仮排水路工事、道路工事、発電所工事、ゲート設備工事その他の付帯工事や関連工事は、この認定事業でいうダム工事に該当しない。

なお、上記イ、ロについて、審査委員会が該当の適否を案件ごとに判定する場合がある。

3．試験の内容

(1) 1次審査

多肢択一式試験（20問・2時間）および小論文試験（2問・3時間）により行う。

(2) 2次審査

論文試験および口頭試験を通じて、ダム工事総括管理技術者としての技術力、企画力・判断力、道義規範、説明力等を審査する。

① 論文試験

コンクリートダムおよびフィルダム各一カ所について、当該ダムの設計・施工の付与条件および付属図面を提示し、これに基づき記述した、品質、工期短縮および経済性を満足する施工計画・施工管理の考え方の論文を審査する。

② 口頭試験

施工計画書の論文審査結果に基づき、その着眼点、留意点の考え方・問題点等に関して審査するとともに、ダム工事に関する知識・技術力を審査する。

併せて、技術者倫理およびダム工事に係る総括管理業務を司ることができる能力の有無について審査する。

(3) 言語

この認定事業の審査・試験等は日本語により行う。

4. 審査料

- ① 1次審査料 33,000円（税込）
- ② 2次審査料 187,000円（税込）
- ③ 2次審査再受験料一型式につき 93,500円（税込）

銀行振込または郵便振替により審査料を払込むものとする（払込手数料は払込人負担）。
一旦払い込まれた審査料は返却しない。

5. 受験申込み

(1) 以下の所定の様式書類を提出すること。

- ① 受験申込書
- ② 写真2枚（申込書と受験票の所定の欄に貼付のこと。）
- ③ 経歴書
- ④ ダム工事現場従事歴調書
- ⑤ 返信用封筒2枚（各々に送付先を明記のこと。切手は不要。）

(2) 年齢、経験年数は令和6年4月1日現在で数えるものとする。

(3) 申込期間は令和6年3月8日から4月19日までとする。申込書類の提出は簡易書留による「郵送」のみとする。（4月19日必着とする。）

(4) 申込書類一式は3月8日から1部1,000円（税込）で販売するので事務局あてメールで申込むこと。

(5) 申込書類の購入申込みおよび提出先

〒104-0061 東京都中央区銀座2-14-2 銀座GTビル
(一財)日本ダム協会 ダム工事総括管理技術者認定事業事務局
電話 03-3545-8361 担当：山内祐子（E-mail：y-yuko@jdam.jp）

6. 受験資格の審査

受験申込者には書類にて受験資格を審査し受験の可否をメールで本人に連絡する。

7. 受験票の送付

受験可と認められた者には1次審査の詳細および受験票を4月30日までに郵送する。

8. 1次審査の合否発表

7月8日付で本人宛郵便で合否通知を発送するとともに、(一財)日本ダム協会ホームページ等で合格者の氏名を発表する。

9. 2次審査および2次審査再受験に係る手続き

2次審査および2次審査再受験の受験手続きは、7月8日～7月22日とし、別途通知する。

10. 現地研修

2次審査の合格者を対象に、現地における実務指導およびダム工事総括管理技術者が、知悉すべき事項を教授するため、現地研修を実施する。

現地研修修了を登録の必須条件とする。

現地研修料は、121,000円（税込）とする。

11. 合格者の登録

(一財)日本ダム協会会長は、2次審査に合格し現地研修を修了した者についてダム工事総括管理技術者の称号を付与し、認定証および登録証明書を交付する。

登録料は、33,000円（税込）とする。